

## 【税務課】

## R4.4.1 時点

- (1) 市民税、軽自動車税、固定資産税(都市計画税を含む。)、特別土地保有税その他諸税(以下「市税」という。)の賦課に関する事。
- (2) 市税の調査及び研究に関する事。
- (3) 土地、家屋及び償却資産の評価に関する事。
- (4) 市税の減免に関する事。
- (5) 市税の諸証明に関する事。
- (6) 固定資産税の閲覧及び台帳等の管理に関する事。
- (7) 自動車の臨時運行の許可に関する事。
- (8) 固定資産等所在地市町村交付金に関する事。
- (9) 市税の徴収に関する事。
- (10) 過誤納金の還付及び充当に関する事。
- (11) 市税に係る督促状の発行に関する事。
- (12) 市税の滞納処分に関する事。
- (13) 市税に係る収入状況の調査及び諸報告に関する事。
- (14) 納税思想の普及及び納税相談に関する事。
- (15) 納税貯蓄組合に関する事。